資料編

1. 景観に関する市民意識調査について

大分市景観計画の改定に際して、主に、以下の事項について市民の意向を把握するためにアンケート調査を実施しました。

【アンケートの方法】

- ・大分市民を対象とし、無作為抽出 2,500 人に実施。
- · 郵送配布 · 回収。

【アンケートの調査時期】

調査票の送付 : 平成 30 年 10 月 29 日 (月) 調査票の回答期限: 平成 30 年 11 月 9 日 (金)

【アンケートの回収率】

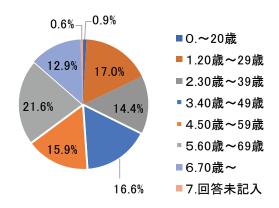
有効配布数 2,478 件 (配布 2,500 件、住所不明等による未配達 22 件)

有効回答数 464件

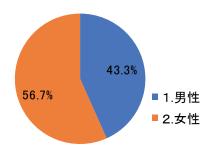
回収率 18.7% (464件/2,478件)

あなたご自身について

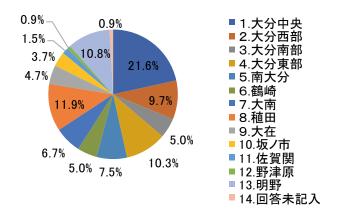
年齢についてお聞かせください。



あなたの性別についてお聞かせください。

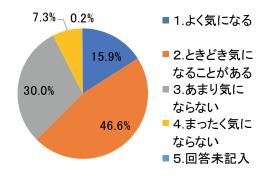


あなたの居住地域についてお聞かせください。



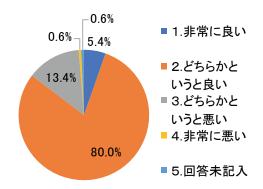
大分市の景観について

あなたは、「景観」すなわち「身のまわりの景色や眺めの良し悪し・街の雰囲気」について気になることがありますか。(あてはまるもの1つを選んでください)



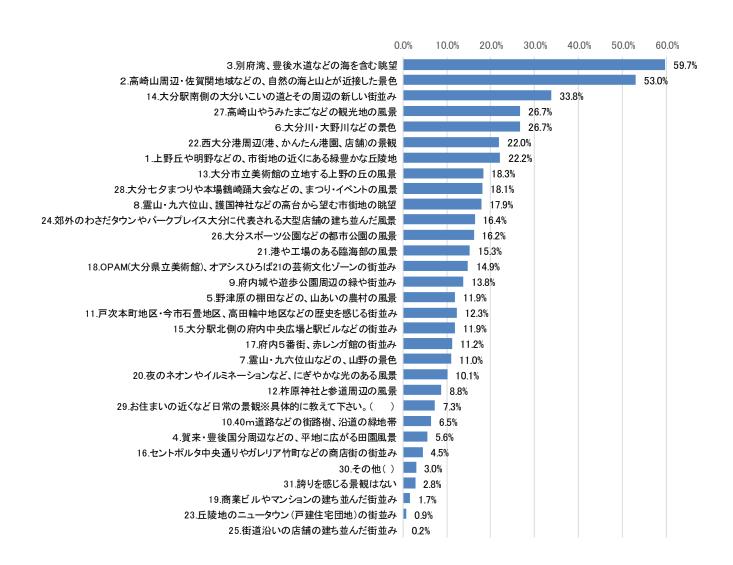
あなたは、大分市の景観全般に関して、どのような印象を持っていますか。

(あてはまるもの1つを選んでください)



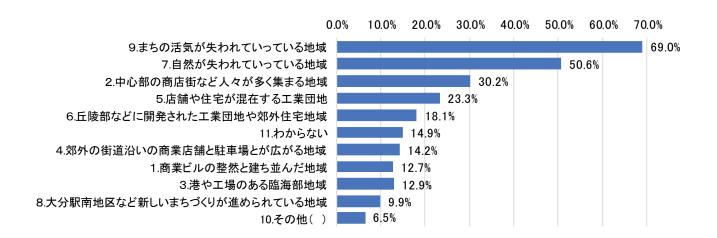
あなたは、大分市のどのような景観を誇りに感じていますか。

(あてはまるもの5つを選んでください)



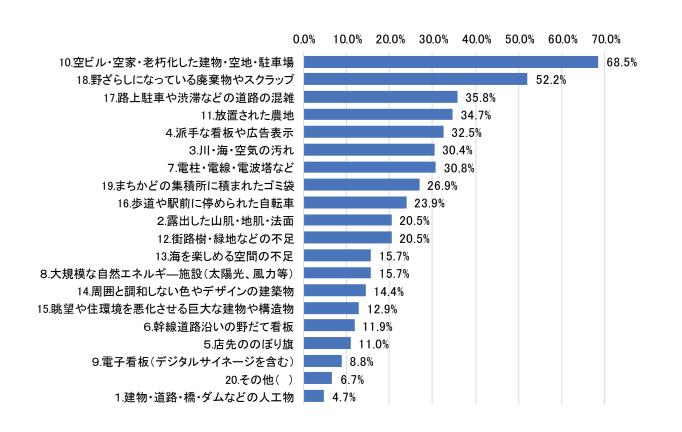
あなたは、大分市の景観に関してどのような地域に問題があると感じていますか。

(あてはまるもの3つを選んでください)

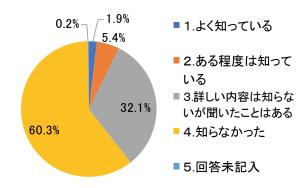


あなたは、どのようなものが大分市の景観を損ねていると思いますか。

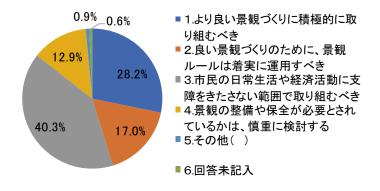
(あてはまるもの5つを選んでください)



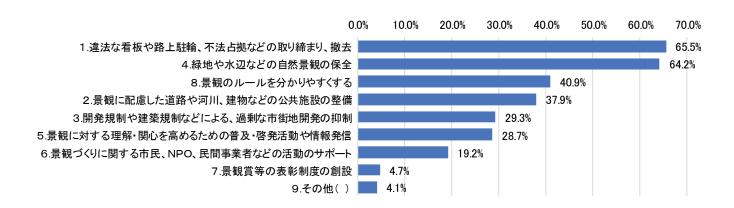
平成 18 年 9 月に、大分市の良好な景観を守り、より良い景観を形成するために「大分市景観計画」を策定しておりますがご存知ですか。(あてはまるもの 1 つを選んでください)



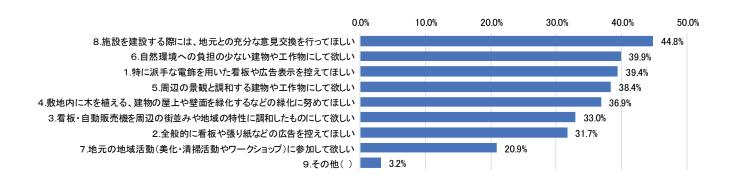
市内の景観の整備や保全について、大分市は特にどのような姿勢で取り組むべきとお考えで すか。(あてはまるもの1つを選んでください)



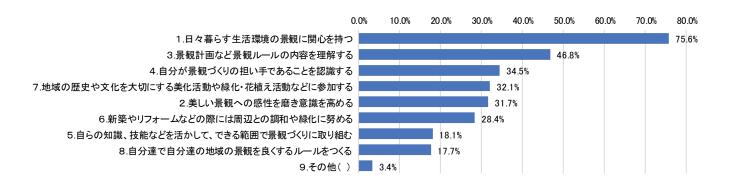
景観づくりにおける行政の役割として、次に示すもののうち、重点的に取り組むべきことは 何だと思いますか。(あてはまるもの3つを選んでください)



景観づくりにおける民間企業や事業者の役割として、次に示すもののうち、何を重視してほしいと思いますか。(あてはまるもの3つを選んでください)



景観づくりにおける市民の役割として、次に示すもののうち、何を重視したら良いと思いますか。(あてはまるもの3つを選んでください)



お住いの周辺の景観について

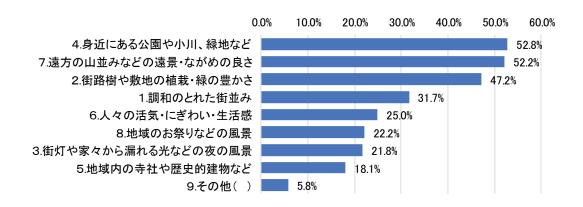
あなたのお住まい周辺の景観について、どのような印象を持っていますか。 (あてはまるもの1つを選んでください)

図 お住まい周辺の景観の印象

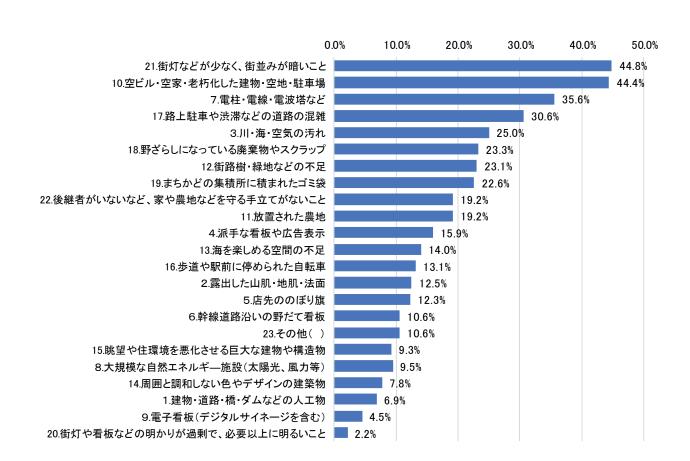


あなたのお住まい周辺の景観に、良い影響を与えているものは何だと思いますか。

(あてはまるもの3つを選んでください)



あなたのお住まい周辺の景観に、悪い影響を与えているものは何だと思いますか。 (あてはまるもの5つを選んでください)



あなたのおすすめの眺めの良い場所とそこから見える眺めの場所を 1 か所、教えてください。 地図には眺めの良い場所に星印(☆)、そこから見える眺めの場所は丸(〇)で囲ってください。

(1) 視対象と視点場の関係

※視対象:有効回答数 237

視対象は、①海、川、②山の自然の景観と、③市街地景観に大別された。

①海、川

	視対象名	記入数	記入数の多い視点場等
1	別府湾	82	西大分・西大分港(14)、佐賀関(9)、別大国道(7)
2	大分川	10	大分川(滝尾橋) (2)、他の視点場から各1
3	大野川	5	大野川 (2)、他の視点場から各 1

②山 ※遠景、中景の山々が記入されている。

	視対象名	記入数	記入数の多い視点場等
1	高崎山	17	大分川の堤防 (明磧橋など) (6)
2	鶴見山	12	同上 (5)
3	由布岳	11	同上 (5)
4	霊山	8	大分スポーツ公園など多数の視点場から各1
5	九六位山	3	松岡周辺などの視点場から各1

※その他、久住山(3)、扇山(1)、祖母山(1)

③市街地

	視対象名	記入数	記入数の多い視点場等
1	市街地	94	市美術館 (12)、霊山 (10)、アミュ、高尾山 (8)
2	工業地帯	21	護国神社 (8)、青崎 (4)
3	別府	17	西大分(5)、田ノ浦 B(2)、別大国道(2)

【資料編】景観に関する市民意識調査について

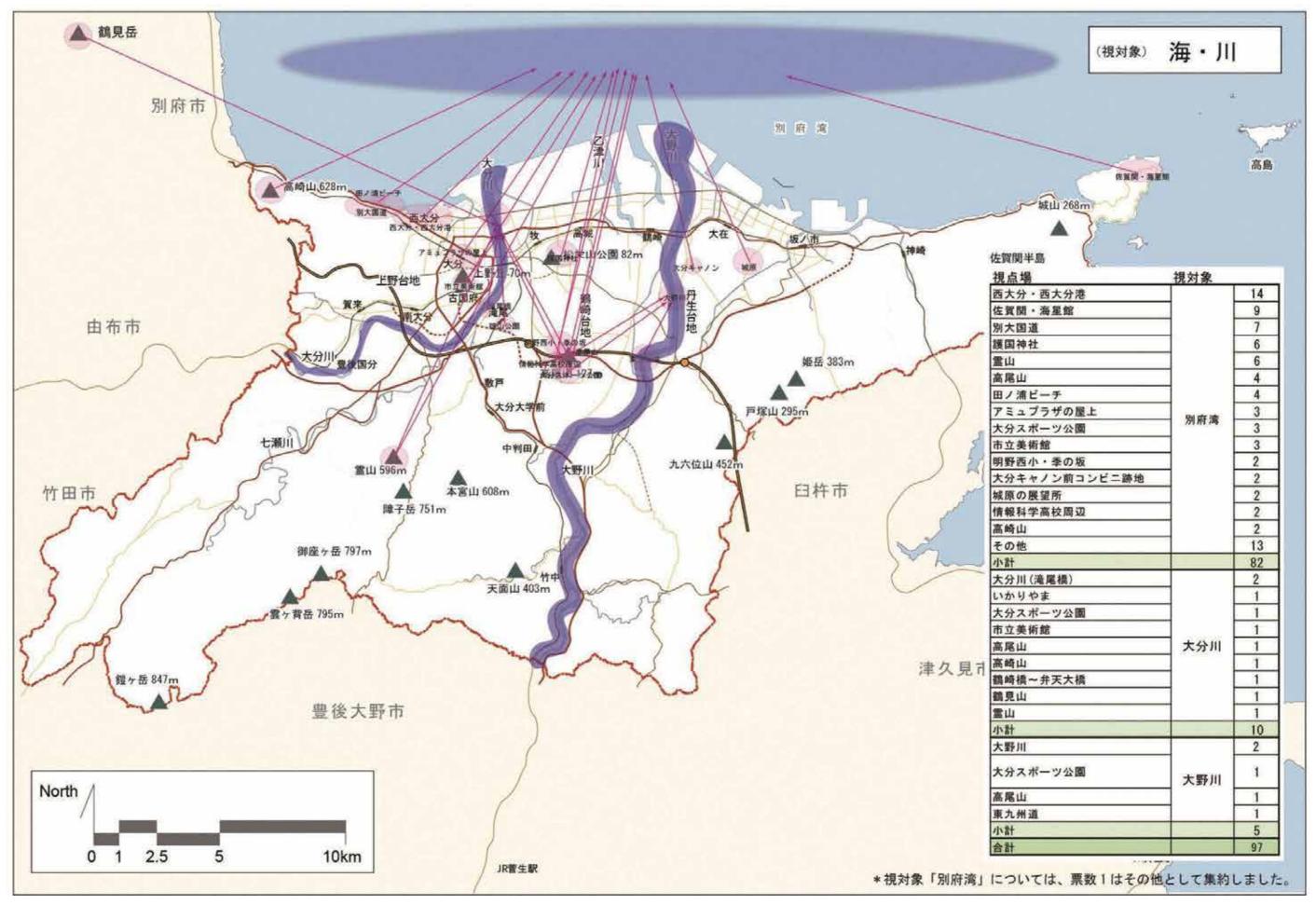
(2) 視点場のタイプ分け

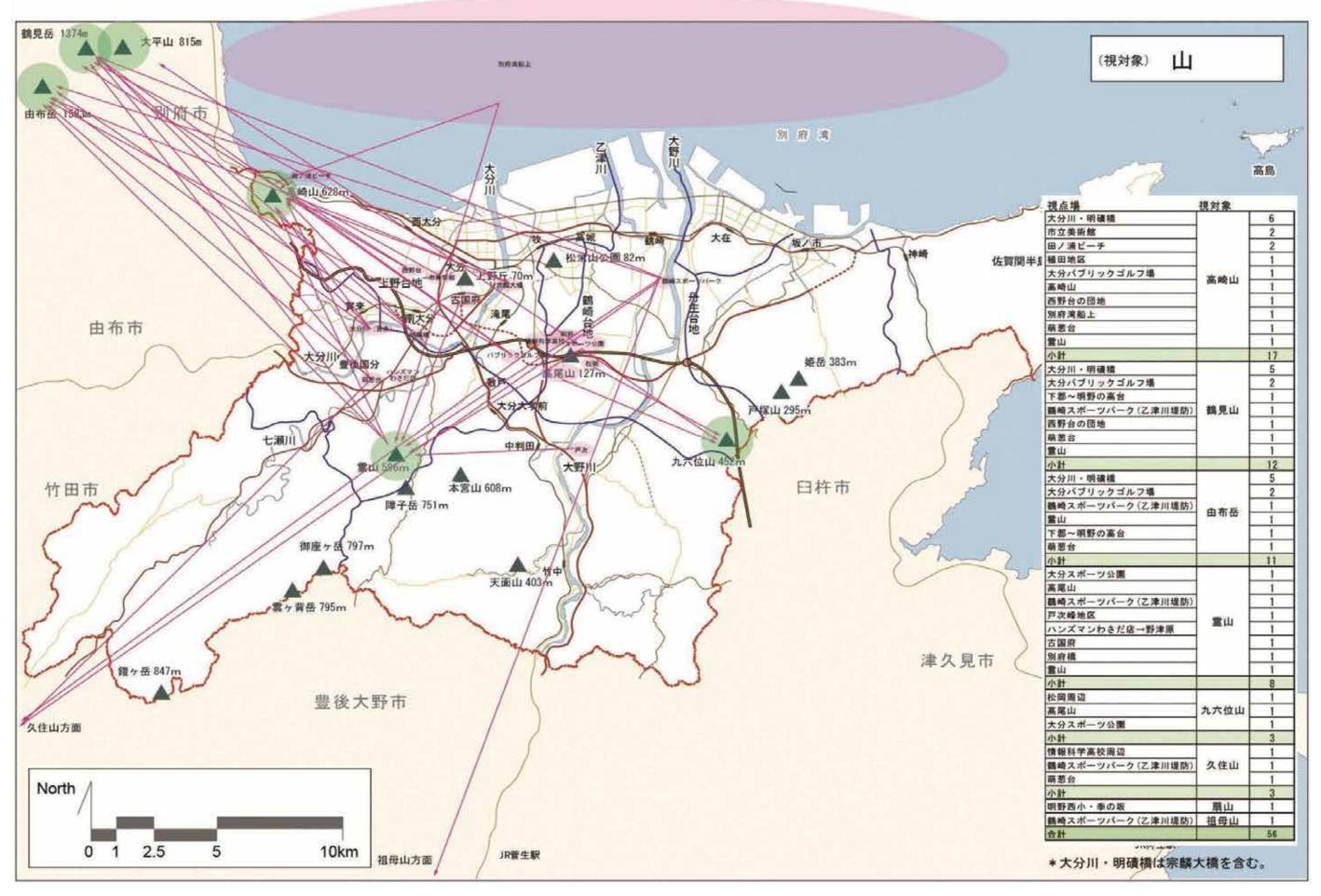
※視点場:有効回答数 239

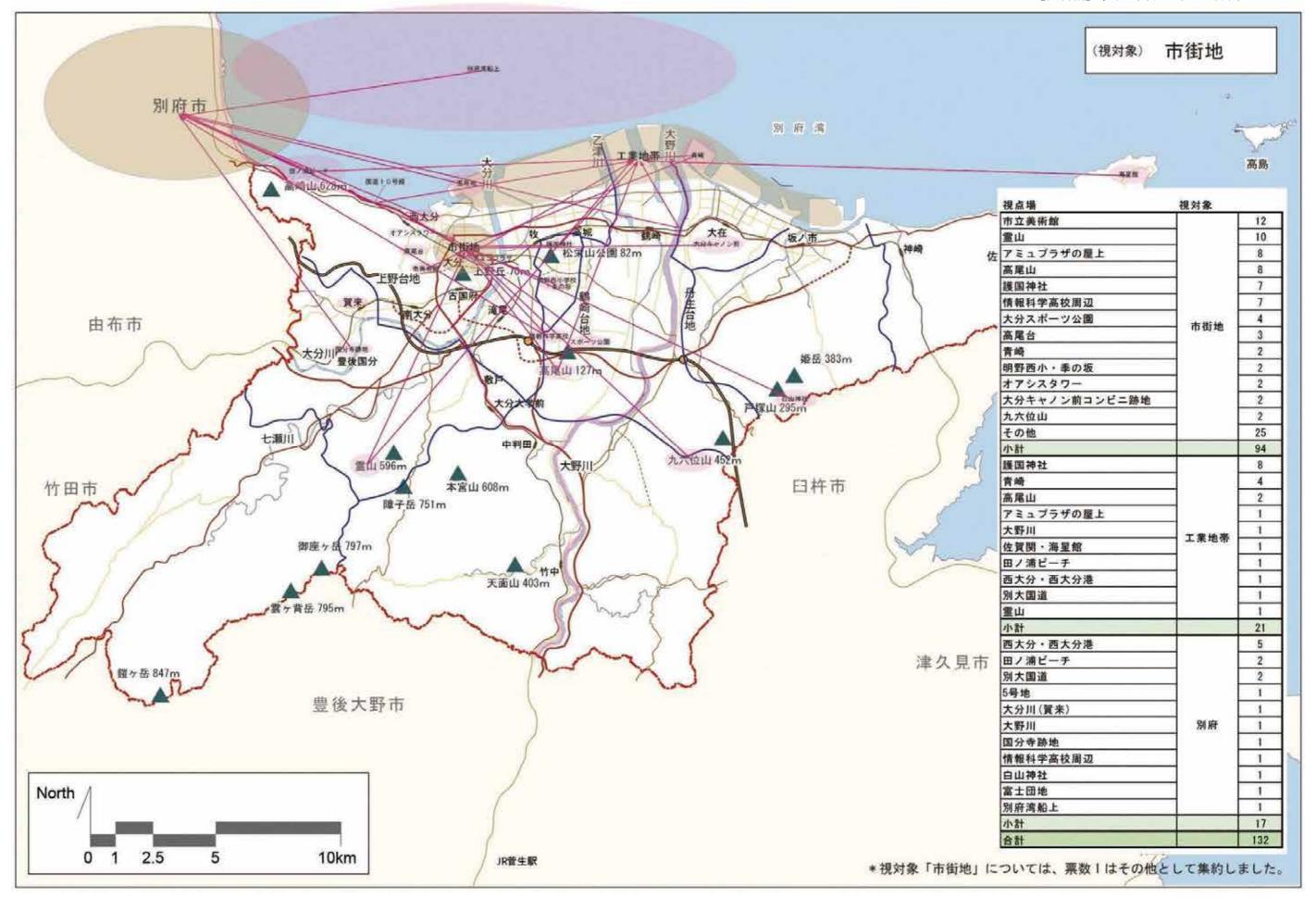
三方を山と丘陵地に囲まれ、海に面した平野に 2 本の川が流れる大分市の地形構造から、 視点場は、①丘陵部、②臨海部 (海岸、港、海沿いの道を含む)、③山、④河川の地形と⑤建 物に区分される。

- ・市街地を囲む丘陵部の記入数が最多で、次いで眺望の開ける臨海部が多い。
- ・身近な場所が多く記入されている。
- ・護国神社、大分市美術館、西大分港など整備され、従来から知られた視点場は、多く回答 されているが、情報科学高校周辺など、記入数が多いが、未整備のスポットもある。
- ・臨海部では、田ノ浦、別大国道を含めると西大分港から別府までの別府湾岸が、35 の回答数があり、大分市街を取り囲む丘陵部に次ぐ回答の多さになっている。

	視点場のタイプ	記入数	記入数の多い視点場等
1	丘陵部	96	①東部丘陵(明野、スポーツ公園、高尾山、情報科学)(31) ②上野丘丘陵(上野丘、丸山〜城南団地)(25)(うち市美(15)) ③護国神社(14)、④西部丘陵(西の台〜白木)(9) (注)東部丘陵の具体的なスポット 情報科学(9)、明野高尾、大分スポーツ公園など
2	臨海部	61	西大分港及び周辺(19)、佐賀関(14)、田ノ浦(9)、別大国 道(鉄道含む)(7)、東部海岸(6)
3	Щ	25	霊山 (13)、高崎山 (6) ほか
4	河川	24	大分川沿いの橋・堤防 (13)、大野川沿い (5)
5	建物	13	駅ビル (9)、オアシスタワー (2)



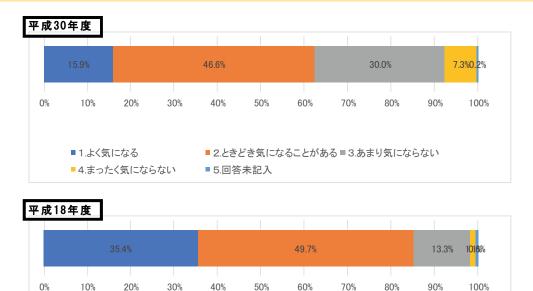




2. 平成30年度と平成18年度の市民意識の比較について

平成30年度と平成18年度の景観に関する市民意識がどのように変化したか比較を行いました。

あなたは、「景観」すなわち「身のまわりの景色や眺めの良し悪し・街の雰囲気」について気になることがありますか。(あてはまるもの1つを選んでください)



■2.ときどき気になることがある ■3.あまり気にならない

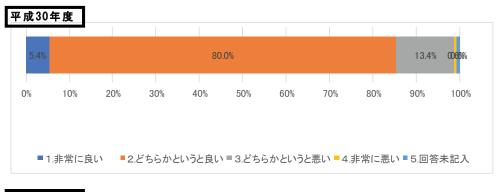
あなたは、大分市の景観全般に関して、どのような印象を持っていますか。

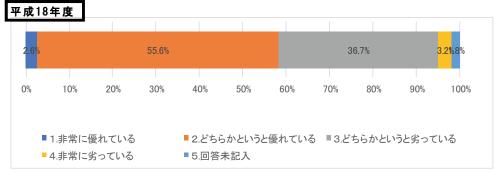
■5.回答未記入

(あてはまるもの1つを選んでください)

■ 1.よく気になる

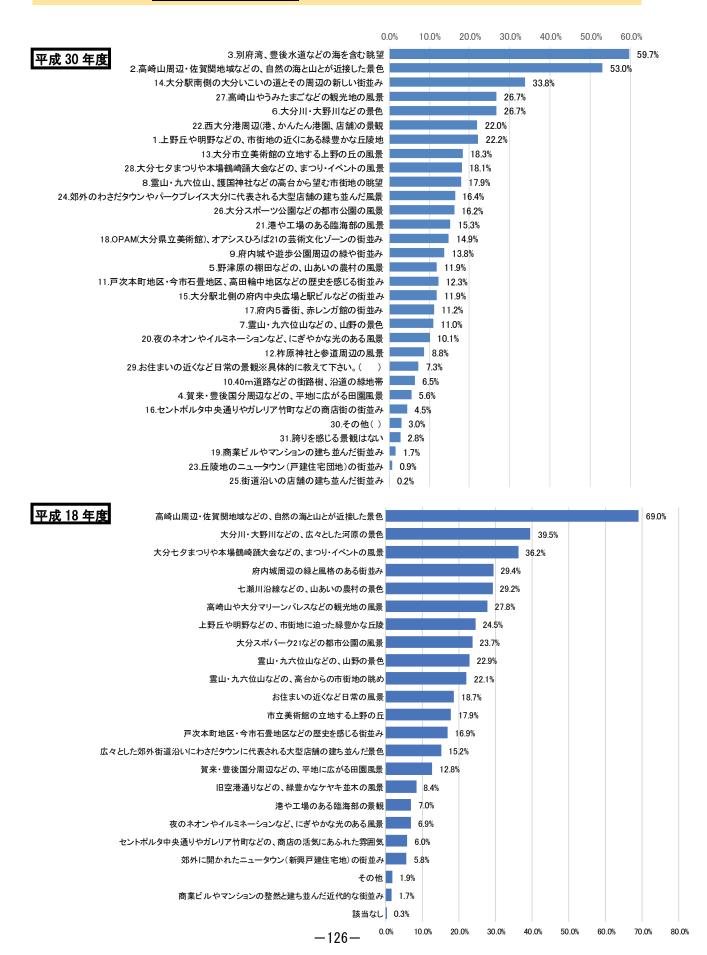
■4.まったく気にならない





あなたは、大分市のどのような景観を誇りに感じていますか。

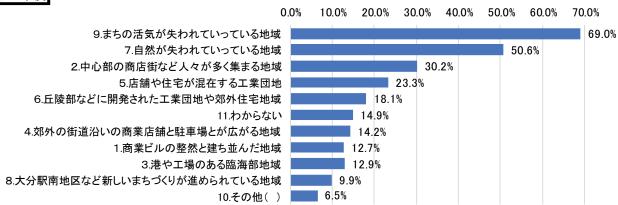
(あてはまるもの5つを選んでください)



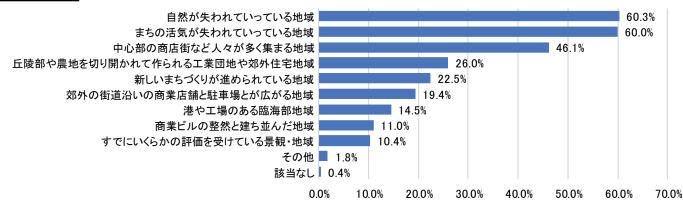
あなたは、大分市の景観に関してどのような地域に問題があると感じていますか。

(あてはまるもの3つを選んでください)

平成30年度



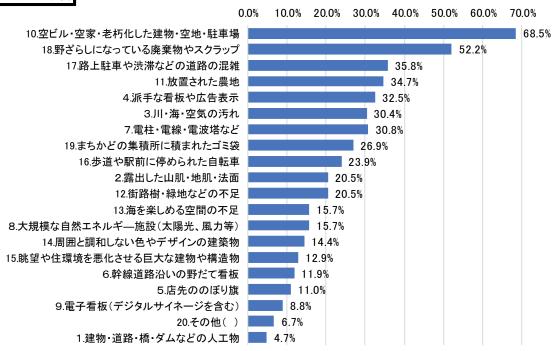
平成18年度



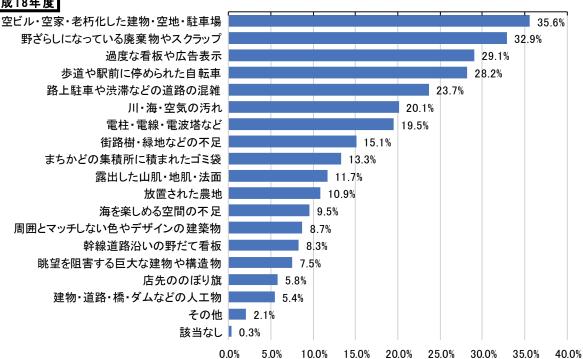
あなたは、どのようなものが大分市の景観を損ねていると思いますか。

(あてはまるもの5つを選んでください)

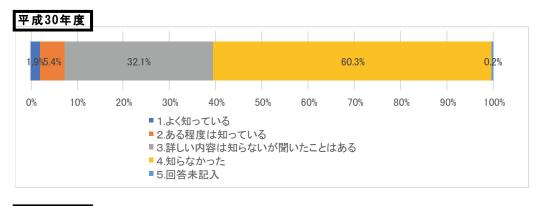
平成30年度

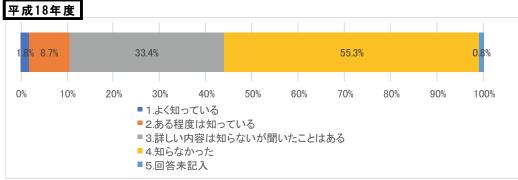


平成18年度



平成 18 年 9 月に、大分市の良好な景観を守り、より良い景観を形成するために「大分市景観計画」を策定しておりますがご存知ですか。(あてはまるもの 1 つを選んでください)

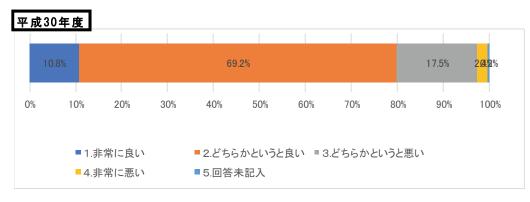


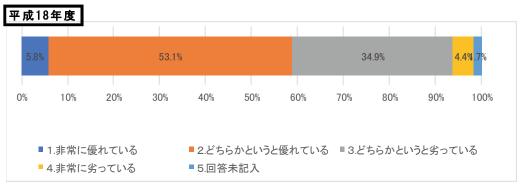


3. お住いの周辺の景観について

あなたのお住まい周辺の景観について、どのような印象を持っていますか。

(あてはまるもの1つを選んでください)

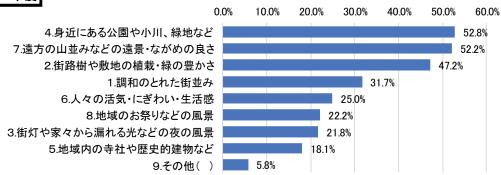




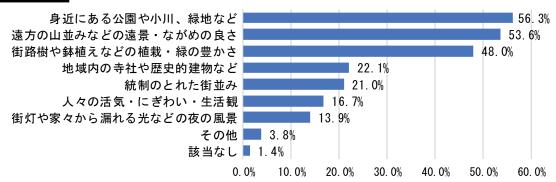
あなたのお住まい周辺の景観に、良い影響を与えているものは何だと思いますか。

(あてはまるもの3つを選んでください)

平成30年度

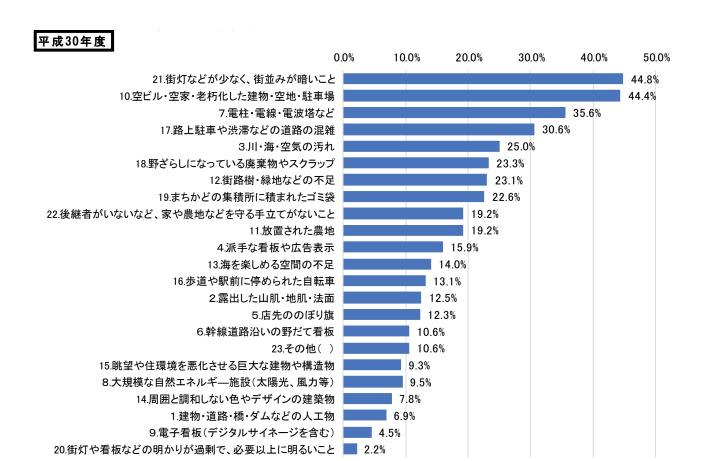


平成18年度

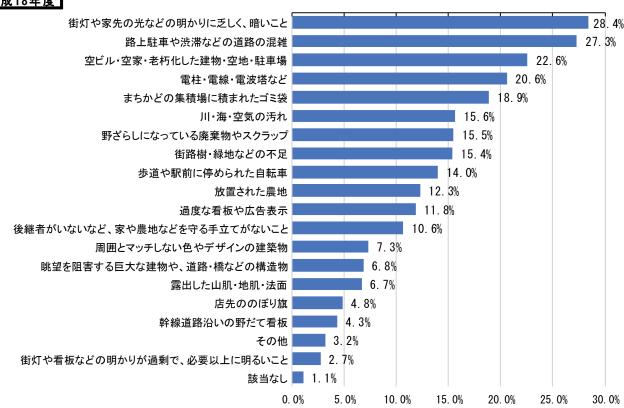


あなたのお住まい周辺の景観に、悪い影響を与えているものは何だと思いますか。

(あてはまるもの5つを選んでください)







3. 景観に関する事業者意識調査について

大分市景観計画の改定に際して、主に、以下の事項について市民の意向を把握するためにア ンケート調査を実施しました。

【アンケートの方法】

- ・大分市内の企業を対象とし、無作為抽出300社に実施。
- ・郵送配布・回収。

【アンケートの調査時期】

調査票の送付 : 平成 30 年 10 月 30 日 (火) 調査票の回答期限: 平成 30 年 11 月 9 日 (金)

【アンケートの回収状況】

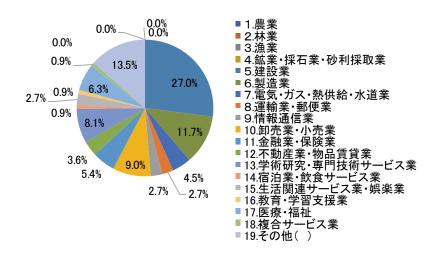
有効配布数 295件 (配布 300件、住所不明等による未配達 5件)

有効回答数 111 件

回収率 37.6% (111件/295件)

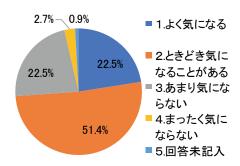
御社について

業種についてお聞かせください。



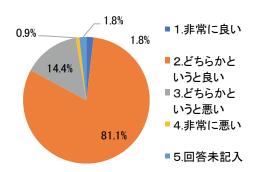
大分市の景観について

「景観」すなわち「身のまわりの景色や眺めの良し悪し・街の雰囲気」について気になることがありますか。(あてはまるもの1つを選んでください)



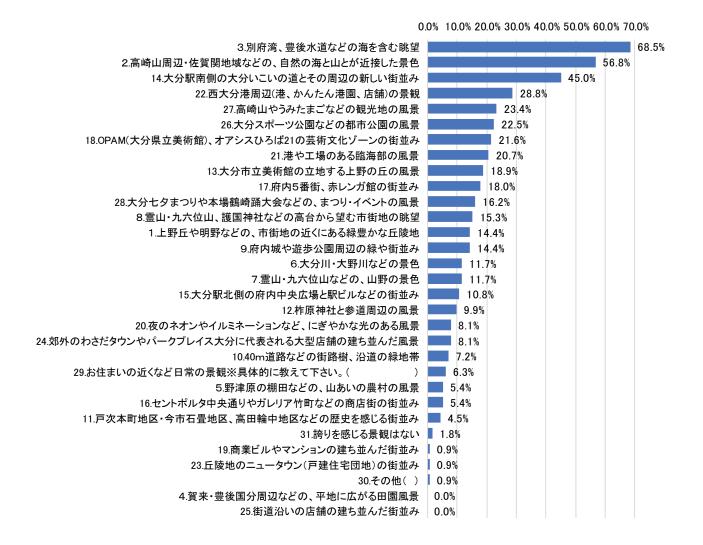
大分市の景観全般に関して、どのような印象を持っていますか。

(あてはまるもの1つを選んでください)



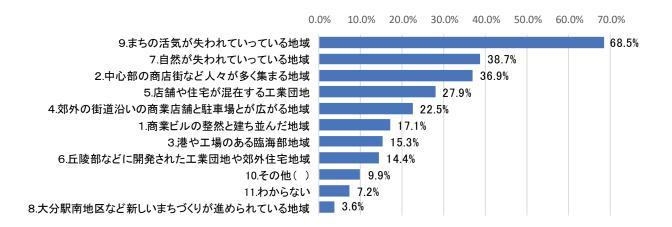
【資料編】景観に関する事業者意識調査について

大分市のどのような景観を誇りに感じていますか。(あてはまるもの5つを選んでください)



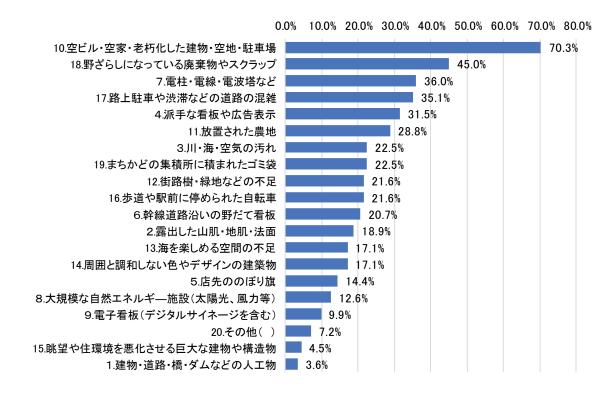
大分市の景観に関してどのような地域に問題があると感じていますか。

(あてはまるもの3つを選んでください)

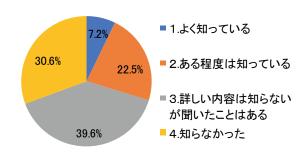


どのようなものが大分市の景観を損ねていると思いますか。

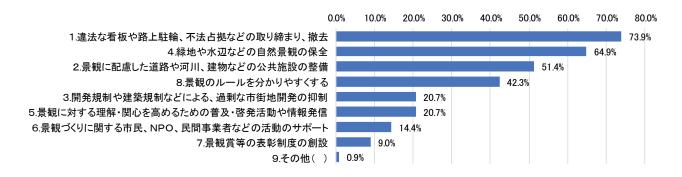
(あてはまるもの5つを選んでください)



平成 18 年 9 月に、大分市の良好な景観を守り、より良い景観を形成するために「大分市景観計画」を策定しておりますがご存知ですか。(あてはまるもの 1 つを選んでください)

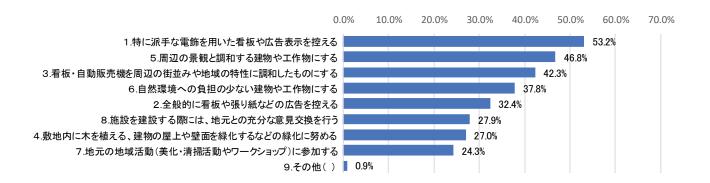


景観づくりにおける行政の役割として、次に示すもののうち、重点的に取り組むべきことは何だと思いますか。(あてはまるもの<u>3つを選んでください</u>)

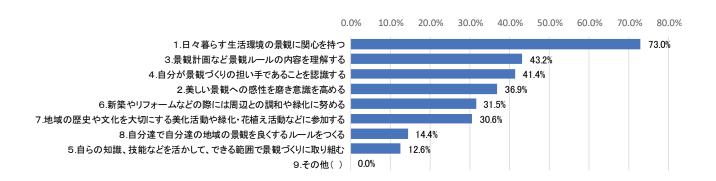


【資料編】景観に関する事業者意識調査について

景観づくりにおける民間企業や事業者の役割として、次に示すもののうち、何を重視したら良いと思いますか。(あてはまるもの3つを選んでください)



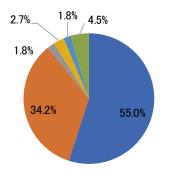
景観づくりにおける市民の役割として、次に示すもののうち、何を重視したら良いと思いますか。(あてはまるもの<u>3つを選んでください</u>)



屋外広告物(屋外看板)について

屋外広告物(屋外看板)とこれからの景観形成についてお聞かせください。

(あてはまるもの1つを選んでください)



- ■1.良好な街並みや自然の風景を形成するためには、屋外広告物設置に関するルールが必要
- 2.現状の屋外広告物規制(大きさ、設置位置等)で十分だと思う
- ■3.屋外広告物設置に関するルールは特に必要ない
- 4.屋外広告物設置のルールは現状よりも緩や かにした方が良い
- ■5.その他()
- ■6.回答未記入

4. 用語解説

※用語解説は、本景観計画における用語の解説とします。

【あ行】

アクセントカラー

主となる色に添えて、主色を引き立てたりする色 のことをいいます。(P 46 他)

大分きれい100選事業

大分市の素晴らしい自然風景や景観に配慮した 建築物、景観形成に関連したまちづくり活動など を表彰することで、地域の個性や魅力があふれ、 誇りと愛着のあるまちづくりの促進や、景観に対 する意識の高揚を図ることを目的として、2008 年度から 2016 年度までの間にに「100」の作 品等を選出した事業。(P2他)

大分市郷土の緑保全地区

大分市緑の保全及び創造に関する条例第7条に おける環境保全、レクリエーション、防災、 景観保全等の要件に基づき指定された地区 です。(P31他)

オープンスペース

都市や敷地内で、建物のたっていない土地、空地 のことをいいます。(P 4他)

【か行】

幹線道路

全国あるいは地域・都市内において、主要な地 点を結び、道路網の骨格を形成する道路。 (P 17 他)

クーリングタワー

建築物の屋上などの外部に設置され、空気調和用などの冷却水を再循環使用するために熱を放散させる装置をいいます。(P 47他)

景観重要公共施設

景観法第8条に規定されたもので、道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港、自然公園等に係る公共施設のうち、景観計画の中で、良好な景観の形成に重要なものとして定められたものをいいます。(P 24 他)

景観重要建造物

景観法第19条に規定されたもので、景観計画に 定められた指定の方針に則して、景観行政団体の 長が指定した良好な景観の形成に重要な建造物 をいいます。(P 24 他)

景観重要樹木

景観法第28条に規定されたもので、景観計画に 定められた指定の方針に則して、景観行政団体の 長が指定した良好な景観の形成に重要な樹木を いいます。(P24他)

景観協議会

景観法第15条に規定されたもので、景観行政団体、景観重要公共施設の管理者及び景観整備機構等により組織された協議会のことをいいます。景観計画区域における良好な景観の形成のために必要な協議を行います。(P24他)

景観整備機構

景観法第92条に規定されたもので、一般社団法 人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法 人(NPO法人)で、景観行政団体の長から指定さ れた団体のことをいいます。管理協定に基づいた 景観重要建造物や景観重要樹木の管理など、景観 法第93条に規定されている様々な業務を行いま す。(P 24 他)

【資料編】用語解説

景観地区

景観法第61条に規定されたもので、より積極的に景観形成を図っていく地区において都市計画に、建築物の形態意匠、建築物の高さ、壁面の位置、建築物の敷地面積を定めることができます。建築物の形態意匠は市町村長の認定制度により、それ以外は建築確認により担保されます。

(P 2他)

景観法

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進することを目的とする景観に関する総合的な法律で、景観計画や景観条例を作る際に根拠となる法律です。平成16年6月に制定され、平成16年12月施行されました。(P 2 他)

形態意匠

建築物や工作物などの外観のデザイン。(P35他)

【さ行】

在町

江戸時代は城下町以外での商売が禁止されており「在町」は商売を許可された商易の村のことを指します。(P 23 他)

シークエンス景観

視点を移動させながら(自転車や車、列車乗車中) 次々と移り変わっていくシーン(場面)を継起的 に体験する景観をいいます。(P 20 他)

市街化区域

既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域です。(P31他)

市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域であり、農林業用の建築物等や一定の要件等を備えた開発行為以外は認められていません。(P 31他)

スカイライン

山、丘陵、建築物などが空を区切ってつくる輪郭 線をいいます。(P 94 他)

【た行】

太陽電池モジュール

太陽光で発電を行うためのパネルのこと。 (P 46 他)

地区計画

都市計画法第12条の5に規定されたもので、住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園などの配置や建築物の建て方等を地区の特性に応じてきめ細かく定め、より良好なまちづくりをすすめるための計画をいいます。(P2他)

デジタルサイネージ

デジタル技術を活用して平面ディスプレイなど によって映像や文字を表示する情報・広告媒体を いいます。(P 2 他)

土地区画整理事業

道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、 土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業 です。(P 14他)

【な行】

日本風景街道

道を舞台に、多様な主体による協働のもと、景観、 自然、歴史、文化等の地域資源を活かし、 美し い国土景観の形成、地域活性化や観光振興を行っ ていく取り組みであり、現在九州内には13ルー トあります。(P 86 他)

【は行】

パノラマ景観

見渡す限りの広々とした眺望景観をいいます。 (P12p他)

ヒューマンスケール

人間の感覚や行動に適合した適度な空間や物の

大きさ、ほどよい人間的尺度を言います。 (P 35 他)

風致

おもむき、味わい。(P 2他)

風致地区

都市における自然の風致や景観を維持育成し、自然豊かな景勝を保護する地区です。この地区にあっては、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採等の行為に対して市条例により禁止または制限が行われています。(P 31 他)

【ま行】

マンセル表色系

色を3つの属性(色相・明度・彩度)に分けて数値表現した体系です。

色相は「いろあい(赤、黄、緑、青、紫等)」、明度は「あかるさ」、彩度は「あざやかさ」を表します。(P 46 他)

【や行】

用途地域

良好な都市環境を守るために定めるもので、住居 系地域、商業系地域、工業系地域など13種類に区 分し、そこに建てられる建築物の用途、建ペい率、 容積率、高さなどを制限しています。(P 31他)

擁壁

土木工事で盛り土や、切土における斜面の土砂がくずれるのを防ぐために設ける土留め構造物。 (P41他)

【ら行】

ランドマーク

その地域の目印、シンボルとなるような建物、構造物、山、丘など、その地域の顔であり、住民に親しまれ、来訪者の印象にも残るようなものを言います。 (P 39他)

リアス式海岸

岬と入江とが複雑に入り組んでいる海岸。 (P 15 他)

リボーン 197

国道 197号 (舞鶴橋西交差点~中春日交差点) に おいて、県都の顔となる幹線道路の再生 (リボーン) に向けた国道 197号の再整備の取り組みで す。(P4他)

稜線

峰から峰へと続く線。山の尾根。(P 18 他)

レイヤー構造

レイヤーとは「層」を意味する単語で、特徴ある 複数の「層」によって形成されたものをレイヤー 構造といいます。(P 9他)

【わ行】

輪中

集落を水害から守るために周囲を囲んだ堤防をいいます。また、堤防で囲まれた集落や、それを守るための水防共同体を指す場合もあります。 (P8他)

5. 大分市景観計画の改定経過

平成 29 年度		
平成 30 年	1月12日	第7回大分市景観審議会
		・大分市景観計画見直しについて

平成 30 年度		
平成 31 年	3月1日	第9回大分市景観形成庁内検討委員会作業部会
		・大分市景観計画改定について
	3月27日	第8回大分市景観審議会
		・大分市景観計画見直しに関する常務委員会設置について

平成 31 (令和	1)年度	
令和1年	5月31日	第 10 回大分市景観形成庁内検討委員会作業部会
		・大分市景観計画改定について
	6月17日	第9回大分市景観形成庁内検討委員会・第11回幹事会 合同会議
		・大分市景観計画改定版について
	7月22日	令和元年度第1回大分市景観審議会 常務委員会
		・大分市景観計画見直しについて
	8月1日	第 43 回大分市都市計画審議会
		・大分市景観計画見直しについて
	8月8日	第 11 回大分市景観形成庁内検討委員会作業部会
		・大分市景観計画見直しについて
	8月22日	第 10 回大分市景観形成庁内検討委員会・第 12 回幹事会 合同会議
		・大分市景観計画改定版について
	8月29日	令和元年度第2回大分市景観審議会 常務委員会
		・大分市景観計画見直しについて
	10月1日	第9回大分市景観審議会
		・大分市景観計画の改定について
	10月7日	景観計画改定地区別説明会 (坂ノ市地区)
		開催場所:坂ノ市公民館
	10月8日	景観計画改定地区別説明会 (野津原地区)
		開催場所:野津原支所
	10月9日	景観計画改定地区別説明会 (大分東部地区)
		開催場所:東部公民館
	10月10日	景観計画改定地区別説明会(南大分地区)
		開催場所:南大分公民館
	10月12日	景観計画改定地区別説明会 (大分南部地区)
		開催場所:南部公民館

【資料編】大分市景観計画の改定経過

		ESCA FAMILIA SOSSIA POR PORTEZ
	10月16日	景観計画改定地区別説明会 (明野地区)
		開催場所:明治明野公民館
	10月17日	景観計画改定地区別説明会(佐賀関地区)
		開催場所:佐賀関市民センター
	10月19日	景観計画改定地区別説明会 (大分西部地区)
		開催場所:西部公民館
	10月23日	景観計画改定地区別説明会(大在地区)
		開催場所:大在公民館
	10月24日	景観計画改定地区別説明会(大分中央地区)
		開催場所:コンパルホール
	10月25日	景観計画改定地区別説明会(鶴崎地区)
		開催場所: 鶴崎市民行政センター
	10月28日	景観計画改定地区別説明会(大南地区)
		開催場所:大南市民センター
	10月30日	景観計画改定地区別説明会 (稙田地区)
		開催場所: 稙田市民行政センター
	10月18日	大分市景観計画改定版(素案)の
	~11月18日	市民意見募集(パブリックコメント)の実施
	11月19日	第 12 回大分市景観形成庁内検討委員会作業部会
		・住民説明会、パブリックコメントの結果について
		・大分市景観計画改定版(案)について
		・今後のスケジュールについて
	11月27日	第 11 回大分市景観形成庁内検討委員会・第 13 回幹事会 合同会議
		・住民説明会、パブリックコメントの結果について
		・大分市景観計画改定版(案)について
		・今後のスケジュールについて
	12月16日	第 10 回大分市景観審議会
		・大分市景観計画の改定について
令和2年	1月15日	大分市景観計画改定版(案)の縦覧
	~1月29日	
	2月21日	第 44 回大分市都市計画審議会
		・大分市景観計画の改定について
	3月30日	第 11 回大分市景観審議会
		·大分市景観計画改定案 諮問
	7月1日	大分市景観計画改定版の公表
	10月1日	大分市景観計画改定版の施行

6. 大分市景観計画の策定の遍歴

平成 19 年 3 月	大分市景観計画の策定 平成17年6月に景観法が全面施行されたのを受けて、先人から受け 継いだかけがえのない財産である良好な景観を守り、より良い景観を形 成するため、平成19年3月に「大分市景観計画」が策定され、「大分市 景観条例」が施行されました。
平成 19 年 4 月	大分市景観形成ガイドラインの策定 「大分市景観計画」による届出対象行為の景観形成指針として平成 19年4月に「大分市景観形成ガイドライン」を作成しました。
平成 21 年 7 月	大分市景観計画の一部改正 「良好な景観の形成のための行為の制限」の内、「建築物の建築等」 及び「工作物の建設等」の「景観形成基準」に色彩の基準を追加しました。
平成 22 年 10 月	大分市景観計画の一部改正 「良好な景観の形成のための行為の制限」に街路樹の管理を追加し、 対象とする範囲、景観形成基準を追加しました。
令和2年6月	大分市景観計画の改定 社会情勢等の変化や上位・関連計画の見直しがなされ、新たな時代への対応や各種計画及び施策との整合や、風力発電事業や太陽光発電事業の展開、空き家や耕作放棄地の発生、デジタルサイネージ設置など、新たな課題へ対応するために「大分市景観計画」の改定を行いました。 (主な改定点) ①市民、事業者にわかりやすい景観の定義、景観形成の効果、景観計画の目的、位置付けと役割、目標年次、理念、目標等を整理②風力発電設備、太陽光発電設備に係る届出制度の導入③景観計画届出における事前協議の制度化 ④地域の景観特性に応じた景観形成 ⑤景観形成推進区域である重点地区に、重要地区・特徴のある景観を有する地区を追加 ⑥景観重要建造物、景観重要樹木の指定・保全・活用の方針を追加 ⑦景観重要公共施設の指定方針等を追加 ⑧屋外広告物に関する基本方針を追加 ⑨総合的な景観形成の取組を整理 (理 念)自然、歴史、文化、暮らしが調和するおおいたの豊かな「景観」を紡ぎ未来へ